○農林水産省告示第千八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　佐賀県武雄市武内町大字真手野字内田二四五八一の一〇、朝日町大字中野字半上七八〇六の七

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　農道用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　佐賀県武雄市朝日町大字中野字半上七八〇六の七

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第千八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県喜多方市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　山形県最上郡真室川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　山形県最上郡真室川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　なだれの危険の防止

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山形県庁及び真室川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道川上郡標茶町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び標茶町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　埼玉県秩父市上吉田字吹越六〇九三の四、六〇九四の四

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市米河内町字万畳田一の四・一〇の四・二二の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇の五、一五の二、一六の二、一七の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県新城市川田字本宮五の二九〇・五の二九五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊川市東上町日影五七の二、上長山町本宮下一の六一二、一の六一九、一の六二三から一の六三六まで、一の六三九から一の六四一まで、一の六四四、一の六四九、一の六五〇、一の六五二から一の六五七まで、一の六六一、一の六六二、一の六六四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び豊川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字東薗目字桑木島一（次の図に示す部分に限る。）、豊根村坂宇場字横平七四の五六

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字振草字小林柏原三三、五七、五五の一・六六の二・六七の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、大字西薗目字寺久保五、六の一、六の二、七、八、一〇（次の図に示す部分に限る。）、豊根村三沢字カニヤクチ二〇・二一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、坂宇場字曽良二〇の六、字広野二の二一、二の三二、富山字田氣布一二、字鹿塩一七、字東又三七の二・三八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三七の三、三七の四

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦